



## 「労使間の取扱いに関する協約」の 改訂に関する申し入れ **提出!**

申2号

### 3年に1度の協約改訂の時期を迎え 申し入れを行いました。

7月1日に会社から『「労使間の取扱いに関する協約」の改訂について』が通知されました。

「労使間の取扱いに関する協約」の改訂は、労使合意が大前提です。協約に定められた便宜供与や正当な組合活動の権利が奪われ不利益な扱いとなる改訂は認めることが出来ません。

また、協約を一部改訂する場合は、その必要性やこの間の経緯・経過に踏まえた納得感があるものでなければならないことから、会社から提起された一部改訂の案に真摯に向き合っていきます。

現在、「融合と連携」等の施策により、職場体制に変化が生じ、統括センター内での異動は担務変更であるということなど、これまで組合員の権利であった簡易苦情処理が申請できなくなるケースが想定される課題もあります。そのようなことから、JR東労組としても組合員の雇用と利益を守る為に、協約の一部改訂案を会社に示します。

会社から通知された内容を踏まえ、**全 25 項目**を申し入れました。

**組合員の雇用と利益を守るために、  
労働条件の維持・向上を図れる協約締結に向けて、  
精力的に議論を行っていきます!**